

「京橋川オープンカフェ(右岸)」出店者実績評価要領

(趣旨)

第1 この要領は、京橋川オープンカフェ(右岸)において、公共空間の適正な利活用を促進するために、出店後概ね3年ごとに実施する出店者の評価について、必要な事項を定めるものとする。

(評価の総括)

第2 出店者の評価は、「水の都ひろしま推進協議会（以下「協議会」という。）」が総括する。

(出店者の評価の項目)

第3 出店者の評価は、次の各号に掲げる項目により行う。

(1) 周辺環境への配慮については、次の各項目による。

- ① 営業に伴う騒音、臭気等への配慮について
- ② 営業に伴い発生したゴミの処分について
- ③ 営業に伴う車両の駐車に対する配慮について

(2) 公共空間の適正な管理については、次の各項目による。

- ① 営業終了後の資材等の後片付けについて
- ② 営業時における一般利用の妨げについて
- ③ 営業による公園施設等の破損について
- ④ 店舗施設の維持管理が不十分なことによる第三者への危害について

(3) 改善努力については、次の項目による。

- ・前2号に関する指導を受けての改善努力について

(出店者評価シート)

第4 出店者の評価に用いる出店者評価シートは別記様式のとおりとする。

(評価の方法)

第5 出店者の評価は、減点法とし、協議会事務局が出店者評価シートに記入することにより行う。

- 2 協議会事務局は、各評価項目について、不適切な状態が出店者の営業に起因して生じたものであることを現地調査等により確認した場合、協議会に諮ったうえで文書により是正指導を行う。
- 3 協議会事務局は、前項の是正指導を行った場合、出店者評価シートに記入し、評価点を算出する。
- 4 出店者の評価は、出店後概ね3年間の評価点の累計により行う。

(評価の基準点)

第6 評価の基準点は、次のケースに相当する「-3点」とする。(-4点に達した場合は、3年後の出店契約更新を行わない。)

【設定の考え方】

評価の基準点は、周辺環境への配慮又は公共空間の適正な管理に関する口頭での指導に従わない場合に、文書により是正指導し(-1点)、さらに是正しない場合、再度、同内容の文書による是正指導(-2点)を行った場合の累計値とした。

(契約の更新)

第7 協議会事務局は、第5第4項の評価点の累計を協議会に報告する。

2 協議会は、前項の累計が第6の評価の基準点を下回らない場合には、継続して京橋川オープンカフェを営業することは支障ないものとして、次の期間の出店契約を締結する。

(庶務)

第8 出店者の評価に関する庶務は、協議会事務局が行う。

附則

この要領は、京橋川オープンカフェ(右岸)公募に係る令和5年営業開始日から施行する。

〔出店者評価シート〕

評価項目		チェック欄	配点	評価点
1. 周辺環境への配慮について	①営業に伴う騒音、臭気等について、配慮が不十分であった。		点 - 1	点
	②営業に伴い発生したゴミについて、処分が不適切であった。		- 1	
	③営業に伴う車両の駐車（資材搬入用等）について、配慮や対応が不十分であった。		- 1	
2. 公共空間の適正な管理について	①営業終了後の資材等の片付けが不十分であった。		- 1	
	②営業時、園路部分をふさぐなど、一般利用の妨げとなった。		- 1	
	③営業において公園施設等を破損させた。		- 1	
	④店舗施設の維持管理が不十分であり、飛散・脱落等により第三者に危害を与えた、又はそのおそれがあった。		- 1	
3. 改善努力について 上記1, 2について指導を行ったにも関わらず、改善する努力がみられず、再度同じ内容について指導を行うに至った。		2回目以降の指導件数(A)	配点(B) - 2	評価点(A)×(B)
合 計				点

〔出店者評価シート記入の流れ〕

協議会事務局は、上記シートに次のような流れで記入する。

- 1) 上記評価項目に掲げる不適切な状態が起こったことについて、情報を入手する。
- 2) 現地調査等により、どういう状態か、またこの状態が出店者の営業に起因して生じたものであるか事実確認を行う。
- 3) 出店者の営業に起因したものである場合、出店者に対して、口頭とともに、文書（書式は協議会事務局により任意に定める。）により是正指導を行う。
- 4) 上記文書の発送後、速やかにシートに記入する。各評価項目につき、1回目の是正指導の場合には、該当する評価項目（1①～③，2①～④）のチェック欄に✓マークを記入する。各評価項目につき、2回目以降の是正指導の場合には、評価項目3の件数欄に件数を加算し、記入する。
- 5) 評価点を算出する。